

高圧ガス保安法実務マニュアル

(特定高圧ガス消費者編)

一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の適用を受ける
特定高圧ガス消費者に適用する。

—特定高圧ガス消費者とは—

圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシン等の特殊高圧ガス
又は貯蔵能力が一定数量以上の設備（導管による供給を含む。）
により圧縮水素、液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス、液化
塩素等の高圧ガスを消費する者

< 目次 >

	頁
I 特定高圧ガス消費届	1
II 特定高圧ガス消費施設等変更届	6
III 特定高圧ガス取扱主任者届	9
IV 代表者等変更届	10
V 特定高圧ガス消費者承継届	11
VI 特定高圧ガス消費廃止届	12
◎ 様 式	13

平成 27 年 4 月

福島県危機管理部消防保安課

I 特定高圧ガス消費届

特殊高圧ガス又は貯蔵能力が一定数量以上の設備（導管による供給を含む。）により高圧ガスを消費する者（以下「特定高圧ガス消費者」という。）が、法第24条の2第1項に基づいて知事に消費届を行うときに必要な手続きは、次のとおりであります。

- 1 届出単位 「事業所」ごと（特定高圧ガスの種類ごとではありません。）に行うこと。
 ※貯蔵設備（貯槽や容器）が配管で接続されている場合（設備間距離は問いません）は、貯蔵能力を合算したうえで、一事業所単位となります。（貯蔵所の単位とは異なります。）
- 2 提出時期 消費開始の日の20日（原則として工事に着手しようとする10日）前までに
 行うこと。
- 3 提出先 施設の所在地を管轄する地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 届出にあたっての留意事項
 - (1) この届出は、製造の許可・届出、貯蔵所の許可・届出に係わらず別個に必要になります。
 - (2) 特定高圧ガス消費者とは、次の表に掲げる高圧ガスであって、貯蔵能力が右欄に掲げる数量以上を貯蔵し消費する者をいいます。（配管で接続されている貯蔵設備の貯蔵能力を合算して得られる貯蔵能力で判断する。）

また、当該高圧ガスを事業所以外の事業所から導管により供給を受ける者を含みます。

高 圧 ガ ス の 種 類	貯 蔵 能 力
圧縮水素、圧縮天然ガス	容積 300m ³
液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス	質量 3,000kg
液化塩素	質量 1,000kg
モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン（総称「特殊高圧ガス」という。）	量にかかわらず全て

- (3) 貯蔵能力の算定方法は次のとおりです。（一般則第2条第9号又は液石則第2条第6号）

圧 縮 ガ ス の 貯 蔵 の 場 合	$Q = (10P + 1) \times V$
液化ガスで貯槽(バルク貯槽を除く)による貯蔵の場合	$W = 0.9 \times w \times V$ (※ ₁)
液化石油ガスでバルク貯槽による貯蔵の場合	$W = 0.85 \times w \times V$ (※ ₂)
液化ガスで容器による貯蔵の場合	$W = V \div C$

※₁ 低温貯槽にあつては、0.9に代え、その内容積に対する液化ガスの貯蔵が可能な部分の容積の比の値

※₂ 地盤面下に設置するものであつて、内容積が2,000ℓ以上のバルク貯槽にあつては、0.85に代え、0.9

6 提出書類一覧

特定高圧ガス消費届書（様式1）のほか、次のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備 考
1	申請者の適格性を確認する書類等	
(1)	委任状	代表者以外の者が申請手続きをするとき [様式2の例による]
(2)	登記事項証明書	法人の場合
(3)	住民票	市区町村長発行 個人の場合
2	消費施設等明細書	
3	消費施設等明細書に添付して必要となる書類	
(1)	事業所平面図	
(2)	消費施設の配置図	
(3)	高圧ガス設備及びガス消費設備に係るフローシート	高圧ガス製造許可又は高圧ガス貯蔵所の許可を受けている施設であって、特定高圧ガス消費者に該当し届出する場合には、製造許可又は貯蔵所許可時の書類と重複する部分の添付書類について、その旨を記載して省略することができます。 省略の仕方は、消費施設等明細書に必要事項を記載の上、「平成 年 月 日付けで高圧ガス製造（貯蔵所）の許可を受けた施設であり、重複するため省略する。」と記載すること。
(4)	高圧ガス設備及びガス消費設備に係る配管図	
(5)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	
(6)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面	
4	消費施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所案内図）	

7 提出書類の作成要領

(1) 特定高圧ガス消費届書（様式1）の作成要領

i 消費をする特定高圧ガスの種類

消費する特定高圧ガスの種類を具体的に記載すること

ii 名 称（事業所の名称を含む。）

法人にあつては法人名称に加えて事業所名まで記入すること。個人にあつては事業所名を記入すること。

[例] 法人 : ○○○(株)○○○工場、 個人 : ○○○事業所

iii 事務所所在地

法人にあつては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

iv 事業所所在地

高圧ガスの消費を行おうとする所在地を記入すること。

v 代表者氏名及び印

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあつては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、事業所の長等が代理人となつて届出することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式2））を添付すること。

(2) 消費施設等明細書（様式3）の作成要領

消費施設等明細書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

<記載例>

消費施設等明細書

1 消費施設の消費するガスの種類と最大貯蔵量

高圧ガスの種類	貯蔵方法	貯蔵能力 m ³ 又はkg	貯蔵圧力 MPa	貯蔵量 基又は本数	備考
	貯槽、容器				
	貯槽、容器				
	貯槽、容器				

※貯蔵能力は、一般則第2条第1項第9号、液石則第2条第1項第6号に示す計算式により算出される数値であり、貯蔵設備の容積ではないので注意のこと。

※「備考」欄には、製造許可（届出）・貯蔵許可（届出）の許可（受理）年月日及び許可（受理）番号等を記載すること。

2 消費の目的及び方法

(1) 消費の目的

（消費する高圧ガスの種類及びその消費目的を具体的に記載すること。）

(2) 消費の方法

（高圧ガスの消費手順を箇条書に簡潔に記載すること。）

3 貯蔵及びガスの供給方法

（特定高圧ガスの種類ごとに貯蔵方法及び供給方法を整理し記載すること。）

4 消費施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法の技術上の基準（法第24条の3第1項及び第2項）に関する事項

（技術上の基準に適合していることを該当規則の条項毎に対応して記述すること。）

対応条項 一般ガス : 一般則第55条第1項・第2項
 液化石油ガス : 液石則第53条第1項・第2項

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等No.

(3) 消費施設等明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

（概ね、次のような書面又は図面を添付する必要があります。）

① 事業所全体平面図

- i 事業所境界線を明示のこと。
- ii 特定高圧ガス消費施設の位置を図示すること。
- iii 火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。
- iv 警戒標の種類及び取付位置を明示のこと。

② 消費施設の配置図

- i 貯蔵設備、消費設備、排気設備及び除外設備等の位置、大きさ及び設備間距離等を図示すること。
- ii 事務所及び当該消費設備に係わる人が常駐している場所を図示すること。
- iii 次の設備がある場合は図示等をする事。

ア 障壁、防液堤の設置位置

イ 防消火設備（散水装置を含む）の操作位置等（ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等） [操作位置と対象設備間の距離も図示のこと。]

ウ ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部及び濃度指示・警報場所

エ タンクローリーの停車位置

- ③ 高圧ガス設備及び消費設備に係るフローシート
 - i 置換用不活性ガスの供給ラインも書き込むこと。
 - ii 機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。
 - iii 通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。
 - iv ガス設備、高圧ガス設備及び圧力区分を明確にすること。
 - v 除害設備の処理フローも記載すること。
 - ④ 高圧ガス設備及び消費設備に係る配管図
(平面図により、貯蔵設備から消費設備までのルートが把握できるようにすること。)
 - ⑤ 機器一覧表
(貯蔵設備、消費設備、その他の主要高圧ガス設備(弁類、配管等)等について、設備の種類毎に機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した次の書類を添付すること。
 - i 仕様書及び構造図
 - ii 強度計算書〔特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品及び認定試験者試験等合格品を使用する場合は、認定書等を添付することで省略することができます。〕
 - iii 安全弁にあっては、吹出量計算書
 - ⑥ 保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
 - i 防火設備の散水配管図、散水量計算書(散水ポンプ能力、圧力損失計算書等)、貯水量計算書
 - ii ガス検知警報設備の仕様
 - iii 除害設備の能力及び仕様
 - iv 障壁等の構造図
- (4) 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面の作成要領
- ① 事業所案内図
 - i 最寄りの駅等から事業所までの道順等を明示のこと。
 - ii 事業所と隣接する他事業所等との関係及び民家等付近の状況が示されていること。

II 特定高圧ガス消費施設等変更届

特定高圧ガス消費者が、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとする際、法第24条の4第1項に基づいて知事に変更の届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 「届出をしている事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の10日前までに行うこと。
- 3 提出先 特定高圧ガス消費届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

特定高圧ガス消費施設等変更届書（様式4）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	消費施設等変更明細書	
2	変更明細書に添付して必要になる書類	変更の内容により、次の書類等を適宜添付すること。
(1)	事業所全体平面図	
(2)	消費施設の配置図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前、変更後の図面を作成し添付すること。
(3)	高圧ガス設備及びガス消費設備に係るフローシート	
(4)	高圧ガス設備及びガス消費設備に係る配管図	
(5)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	
(6)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面	

注) 上記の「2 変更明細書に添付して必要になる書類」のうち、第一種・第二種製造者又は第一種・第二種貯蔵所の施設であって特定高圧ガス消費者に該当し届出する場合には、事業所平面図及び消費施設の配置図を除いて、製造施設等変更許可・届又は貯蔵所位置等変更許可・届時の書類と重複する部分の添付書類について、その旨を記載して省略することができます。

省略の仕方は、消費施設等変更明細書に必要事項を記載の上、「平成 年 月 日付けで高圧ガス製造施設（貯蔵所位置）等変更許可（届出）済みの施設であり、重複するため省略する。」と記載すること。

6 提出書類の作成要領

(1) 特定高圧ガス消費施設等変更届書（様式4）の作成要領

i 名称（事業所の名称を含む。）

届出をした（届出受理通知記載の）事業所名を記入すること。

[例] 法人：○○○(株)○○○工場、個人：○○○事業所

ii 事務所所在地

法人にあつては登記してある本社所在地の記入欄である。個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

iii 事業所所在地

届出をした事業所（届出受理通知記載の）所在地の記入欄である。

iv 代表者氏名及び印

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあつては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、代表者から委任を受けた事業所の長等が代理人となって届出することもできます。（委任状を添付すること。）

(2) 製造施設等変更明細書の作成要領

製造施設等変更明細書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

<記載例>

消費施設等変更明細書

1 消費の目的等

(1) 消費施設の変更後のガスの種類及び最大貯蔵量

高圧ガスの種類	貯蔵方法	貯蔵能力 m ³ 又はkg	貯蔵圧力 MPa	貯蔵量 基又は本数	備考
	容器・貯槽				
	容器・貯槽				
	容器・貯槽				

※貯蔵能力は、一般則第2条第1項第9号、液石則第2条第1項第6号に示す計算式により算出される数値であり、貯蔵設備の容積ではないので注意のこと。

※「備考」欄には、製造許可（届出）・貯蔵許可（届出）の許可（受理）年月日及び許可（受理）番号等を記載すること。

(2) 変更の目的
(変更の目的を具体的に記載すること。)

(3) 変更の内容
(追加することになる特定高圧ガス又は既設設備の変更となる内容を明確にしながら、箇条書に簡潔に記載すること。)

3 貯蔵及びガスの供給方法
(追加された特定高圧ガスの種類又は変更された特定高圧ガスについて、貯蔵方法及び供給方法を整理し記載すること。)

4 消費施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法の技術上の基準（法第24条の3第1項及び第2項）に関する事項

(技術上の基準に適合していることを該当規則の条項毎に対応して記述すること。)

対応条項 一般ガス：一般則第55条第1項・第2項

液化石油ガス：液石則第53条第1項・第2項

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等No.

(3) 消費施設等変更明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

(変更の内容により、「5 提出書類一覧」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、消費届出の手続きの項（7-(3)消費施設等明細書に添付して必要になる書類等の作成要領）を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあつては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。)

Ⅲ 特定高圧ガス取扱主任者届

特定高圧ガス消費者が、特定高圧ガス取扱主任者を選任又は変更に伴い選・解任し、法第28条第3項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 (新規選任) 消費開始予定日の15日前までに行うこと。
(変更選解任) 変更が生じたときに遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 消費届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部(1部は届出者への返戻用となります。)
- 5 提出書類一覧

特定高圧ガス取扱主任者届書(様式5)のほか、選任にあたっては、取扱主任者の資格を証明するため、次のような書類が必要になります。

選任の際に必要な書類	(1) 履歴書 (2) 特定高圧ガスの製造又は消費に関する経験証明書、製造保安責任者免状の写し、特定高圧ガスの取扱いに関する講習修了証の写し 等
------------	---

IV 代表者等変更届

特定高圧ガス消費者が、代表者、名称等を変更し、知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 消費届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

代表者等変更届書（様式6）によること。

なお、代表者の変更届の際、今後、高圧ガスに係る届出等を事業所の長等に委任する場合には、同時に新しい委任状を提出することが望ましい。

6 届出が必要な変更の内容

届出が必要となる変更とは、次のとおりです。

(1) 法人の場合

- ① 名称及び事務所所在地の変更
- ② 代表者の変更
- ③ 事業所名称の変更
- ④ 住居表示の変更による事務所又は事業所所在地の変更

(2) 個人の場合

- ① 事務所所在地の変更
- ② 同一人で氏名の変更
- ③ 事業所名称の変更
- ④ 住居表示の変更による事務所又は事業所所在地の変更

V 特定高圧ガス消費者承継届

特定高圧ガス消費者の地位を承継した者が、法第24条の2第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 承継後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 被承継施設の消費届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類

特定高圧ガス消費者承継届書（様式7）のほか、次のような書類が必要になります。

区 分	必 要 添 付 書 類
法人の場合	事業の全部の譲渡の場合
	①登記事項証明書
	②譲渡の事実を証明する書面（譲渡契約書の写し等）
	合併の場合
個人の場合	事業の全部の譲渡の場合
	①住民票
	②譲渡の事実を証明する書面（譲渡契約書の写し等）
	相続の場合
	①住民票
	②戸籍謄本
	③相続同意証明書（法定相続人全員の証明が必要）

なお、相続とは、消費施設の包括承継のみを意味し、分割承継は相続とみなしません。

VI 特定高圧ガス消費廃止届

特定高圧ガス消費者が、消費を廃止したときに、法第24条の4第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 消費届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類 特定高圧ガス消費廃止届書（様式8）によること。

